

韓国商標法に基づく 悪意ある商標出願

- 2016年3月1日

<留意事項>

- ・本資料はあくまで参考のための日本語訳であり、その翻訳内容につき発表者の了解を得たものではありません。
- ・よって翻訳に誤りのある可能性もありますので、正確な内容は原文をご参照下さい。



目 次

1. 韓国商標法

第 7 条 (1) 10, 12, 18

2. 悪意ある商標出願に対する異議申立ての事例

3. 検討事項

4. KIPOの対策

1. 韓国商標法

出所: <http://www.law.go.kr>

韓国商標法第7条 (1)

第7条 (商標登録を受けることができない商標)

(1) 次の各号のいずれかに該当する商標は、第6条にかかわらず商標登録することができない。

10. 消費者間で顕著に認識されている他人の商品 あるいはサービスと混同を起こさせる恐れがあるか、その識別力または評判を落とす恐れがある商標

商標審査ガイドライン - 7 (1) 10

- 識別性の希薄化とは、非類似の商品に対して著名商標が許可なく使用された場合、たとえ混同のおそれがなくとも、著名商標の出所識別機能を希釈化すること
- また識別性を弱める場合も含まれる

< 例 >

- ピアノに「KODAK」を使用
- 証券会社に「POSCO」を使用

商標審査ガイドライン-7 (1) 10

- 評判の毀損とは、否定的なイメージを持つ商品に対して著名商標が使用されることにより、その著名商標のイメージや価値を損なうこと

<例>

- 「CHANEL」 がポルノ映画関連で登録
- 「AmorePacific」 が清掃事業で登録

韓国商標法第7条 (1)

第7条 (商標登録を受けることができない商標)

(1) 次の各号のいずれかに該当する商標は、第6条にかかわらず商標登録することができない。

12. 国内又は外国の消費者間で特定人の商品を表示するものであると認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標であり、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を与えようとする等、不正な目的を有して使用されるあらゆる商標

韓国商標法第7条 (1)

第7条 (商標登録を受けることができない商標)

(1) 次の各号のいずれかに該当する商標は、第6条にかかわらず商標登録することができない。

18 パートナiership、雇用、あるいは業務上及び取引上の関係を含む契約関係、及びその他の関係を通じて、他人が使用したり使用準備中の商標と知りながらも、その商標と同一又は類似した商標を、同一又は類似した商品に登録出願した商標

商標審査ガイドライン-7 (1) 18

- 出願人が契約あるいは事業上の関係がある場合

<例>

他人が所有する 商標と同一又は類似の商標を出願した者が、契約関係あるいはパートナーシップ、雇用、あるいは販売店契約等の事業上の関係を有しており、したがって他人が使用したり使用準備中の商標と知っている場合、その商標出願は拒絶される

商標審査ガイドライン-7 (1) 18

- 善意の関係を持つ出願人

他人が所有する 商標と同一又は類似の商標を出願する者が、善意の関係を有する場合

<例>

商標コンテストの審判が、同コンテストに提出された商標と同一または類似の商標を出願した場合

2.悪意ある商標出願に 対する異議申立て

異議申立事例 1

A. 申請商標:



- 商品：冬物衣料、厳寒対策用衣料、防水ジャケット

B. 先使用商標:



- 商品：衣料

C. 審査官の判定

- 登録許可
- 第7条 (1) 10, 12 : x

異議申立事例 1

D. 参照事例: スターバックス商標の事例



判決 [2004하7043]

- 当該商標は二つの円で構成されており、同心円の線の間に文字あるいは記号が配されている。これは多くのカフェで使用されている

異議申立事例 2

A. 申請商標： 朱老六 ZHULAOLIU

- 商品：豆腐、保存用豆腐、保存野菜、塩漬け野菜

B. 先使用商標：

- 商品：ピクルス野菜、豆腐

朱老六

C. 審査官の判定

- 拒絶
- 第7条 (1) 12 : O

異議申立事例 3

A. 申請商標：



- 商品：コンピューターゲームソフト、コンピュータープログラム

B. 先使用商標：

- 商品：アニメ、漫画本



C. 審査官の判定

- 登録
- 第7条 (1) 12 : x

異議申立事例 3

D. その他

- 出願者は同日付で、複数の商標出願を行った

TIME SELLER MOON



- セーラー服： (出所: www.naver.com)



異議申立事例 4

A. 申請商標: TOKACHI

- 商品: 牛乳、乳製品

B. 先使用商標: TOKACHI

- 商品: 乳製品

C. 審査官の判定

- 拒絶
- 第7条 (1) 12-2 : O



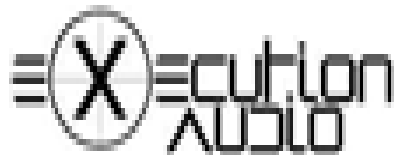
異議申立事例 5

A. 申請商標：



- 商品 : 音響伝送装置、音響再生装置

B. 先使用商標：



- 商品 : 音響伝送装置

C. 審査官の判定

- 拒絶
- 第7条 (1) 18 : O

3. 検討事項

A. 商標の評判の判断時期

- 商標出願時点

B. 商標の周知される地域

- 商標法第7条 (1) 10 : 韓国国内
- 商標法第7条 (1) 12 : 韓国国内あるいは国外

C. 異議申立て側の留意事項

- 商標出願の公告日から2か月以内に、誰でも異議申し立てを行うことができる
- 商標登録異議申立てを申請した者は、商標登録異議申立期間経過後30日以内に、書面により異議申立理由及び証拠を補正できる

D. 異議申立ての根拠となる証拠の提出

- 証拠は書面で提出すること
- 外国語の文書は韓国語に翻訳すること
- ウェブのコンテンツを提出する場合、その作成日、制作者、インターネット・アドレス等の情報を提出すること

4. 商標ブローカー 及び偽造に対するKIPOの方針

A. KIPOによる商標ブローカーの取り締まり

1. 商標ブローカー(パテントトロール):商標の使用の意図なく商標登録を試みることで、その商標を使用する他人を脅迫する者あるいは組織
2. 現状: 出願統計、審査プロセス、不服、メディアによる報道等、複数の情報源によると、**2015年9月下旬時点**で約**40**の商標ブローカーが存在する。商標ブローカー案件**1**件につき、平均で**533**件の商標出願が行われている。

頻繁に商標登録が行われる例としては、人気テレビ番組名や、有名人の名前、国内外の著名ブランド、流行り言葉、先使用商標、その他一般大衆へのアクセスが容易なものがあげられる。

3. KIPOの主な対策

- 商標ブローカー 取り締り対策(2013年5月) 及び審査ガイドライン(2013年6月)を制定
- 商標審査ガイドラインに商標ブローカー対策を組み入れ(2014年1月)
- 商標ブローカー報告用ウェブサイトのリンクをKIPOウェブサイトに掲載
- 商標法改定 (2014年6月1日) : 悪意ある商標出願の登録拒絶
- 商標ブローカーによる出願の動向を注視する専任の品質保証マネージャーを配置

4. 取り締り対策を講じた後の商標ブローカーによる商標出願の動向

- 2015年9月、商標ブローカーによる出願件数は激減し、ひと月当たりの平均の出願件数は2014年の523件から30件となり、17分の1に減少した。
- KIPOは商標ブローカーの動きを注視しており、2015年8月下旬にはそのうち38件を特定した。KIPOは商標ブローカーのトレンドを調査し、新規の商標ブローカーの出現を監視している。2015年上半期には、24件の商標ブローカーによる商標出願があった。

B. 偽造行為対策と支援策

1. 韓国知的財産権保護協議会 (KIPRA) を設立（2009年1月）
 - 10名で構成されるオフラインの偽造調査チームを結成

2. KIPRA内に7名の監視員で構成されるオンライン監視システムを設置
(2009年12月)
 - 偽造自動認識能力の向上 (2013)
 - 偽造商品販売の証拠収集機能を開発 (2014)
3. 商標権特別司法警察隊(SJPF)の設立
(2010年9月)
 - 設立以降2015年7月までに計1,522人を逮捕
(330万点を押収)
4. SJPF を知的財産捜査部門に再編 (2013年9月)
 - 25名のスタッフ: 大田支局及び本部に12名、ソウル支局に8名、釜山に5名
5. 不正競争防止及び営業秘密保護法の改正により、偽造の通報に対する報酬付与条項を制定

ご清聴ありがとうございました!

Trademark Examination Policy Division
Deputy Director, U.S. Attorney
SONG, KIJOONG
E-mail : kjsog111@korea.kr